



埼玉県総合評価方式活用ガイドラインVer.20 及び 埼玉県土木工事委託業務総合評価方式活用ガイドラインVer.7 での主な改定点等

ガイドラインの主な改定点

【工事】 改定通知：3月下旬（予定） 、 適用開始：令和7年7月1日以降公告の工事から

（主な改定点）

- 手持ち工事量 ⇒ 評価基準を「受注額」から「契約件数」の比率に変更、配点を細分化（3段階から6段階）
- 難工事完了実績 ⇒ 選択評価項目として選択できる型を拡大（建築型、設備型：3点、特定課題パッケージ：1点）
- 若手技術者・女性技術者の配置 ⇒ 既存の「若手技術者の配置」の評価に「女性技術者の配置」を併せて評価
- カーボンニュートラルの取組 ⇒ 低炭素型建設機械およびGX建設機械、バイオ燃料の使用を評価
- 誰もが働きやすい企業 ⇒ 既存の「多様な働き方実践企業」の登録の評価に、「アライチャレンジ企業登録制度」の登録を併せて評価（令和6年度事前周知済み項目）
- 4週8休を確保した工事实績 ⇒ 廃止（令和6年度事前周知済み項目）

【委託】 改定通知：3月下旬（予定） 、 適用開始：令和7年7月1日以降公告の業務委託から

（主な改定点）

- 手持ち業務量 ⇒ 例年に比べ受注件数が少ない企業に加点する評価項目を追加
- 技術者評価における保有する資格
⇒ 技術者評価（管理技術者、技術管理者、担当技術者、照査技術者）の保有する資格の評価基準を明確化

令和8年度以降の改正内容の事前周知

【工事】 【委託】

○ISO14001・ISO9001の評価項目廃止

⇒ 令和8年度のガイドライン工事ver21（仮）、委託ver8（仮）から評価項目を廃止予定（令和6年度事前周知済み項目）

【工事】

○新製品・新技術の評価項目廃止

⇒ 令和8年度のガイドライン工事ver21（仮）から評価項目を廃止予定（令和6年度事前周知済み項目）

○ICT活用工事の評価項目変更 ⇒ 令和8年度のガイドライン工事ver21（仮）から実績の評価に変更予定

○建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の評価項目変更

⇒ 令和8年度のガイドライン工事ver21（仮）から実績の評価に変更予定